相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目六四番地、最後の住所石川県加賀市手塚町サ一五〇番地石川病院　被相続人　亡　苗加　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

石川県加賀市大聖寺東町一丁目九番地二階

相続財産管理人　司法書士　曽根　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿七丁目二七番、最後の住所愛知県日進市東山六丁目二五一三番地

被相続人　亡　林　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

名古屋市中区丸の内三丁目二番二二号名城ビル三階石黒法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石黒　輝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市中之町三六番地、最後の住所名古屋市昭和区広路本町二丁目二番地ジョイフル御器所二一〇号

被相続人　亡　前川　哲之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア七階S七アール・イー綜合法律事務所　相続財産管理人　岩城　善之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県員弁郡東員町大字南大社八九五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　太田　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

事務所三重県津市栄町二丁目四六六番地

楠井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡益城町大字寺迫九二五番地、最後の住所大阪府高槻市大字唐崎一二七八番地の三　被相続人　亡　森本　美和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館八階

相続財産管理人　岩佐　嘉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区荒田町三丁目三五番、最後の住所神戸市兵庫区荒田町三丁目三五番一二号　被相続人　亡　伊達冨美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

神戸市中央区江戸町九八番地一　東町・江戸町ビル五階　弁護士法人神戸シティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高島　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡すさみ町大鎌五九四番地一、最後の住所奈良市三碓町二一九二番地の二　メゾンアリエス一〇二号

被相続人　亡　田中　啓太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

奈良市高天町四三番地一　REBANGA近鉄奈良駅高天町ビル二〇一　しののめ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市米原一丁目一二番、最後の住所鳥取県米子市米原一丁目一二番一〇号

被相続人　亡　内藤　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

鳥取県米子市西福原五丁目一番四三号

相続財産管理人　北澤　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安芸区船越四丁目一二〇四番地、最後の住所広島市安芸区船越四丁目三〇番一五号　被相続人　亡　高橋　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

事務所広島県安芸郡海田町窪町九番一四号

相続財産管理人　司法書士　佐々木洋輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区小河内町一丁目一三五六番地、最後の住所広島市西区山田新町二丁目一番一一号　被相続人　亡　岡　由記雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

事務所広島市中区八丁堀六番三号和光八丁堀ビル八階

相続財産管理人　弁護士　小森　暢之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区平尾四丁目一七六番地、最後の住所愛媛県松山市安城寺町一七三七番地の六　被相続人　亡　柴田　能徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

愛媛県松山市一番町二丁目五番地二〇藤倉ビル二階　一番町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　越智　顕洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑紫野市大字吉木一七〇七番地六八、最後の住所福岡県筑紫野市大字吉木一七〇七番地六八（葉光ヶ丘九―一八）

被相続人　亡　土橋　心也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号

相続財産管理人　司法書士　森　浩一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市東区原田二丁目一二六六番地、最後の住所福岡市西区姪の浜六丁目九番一三―四一〇号　被相続人　亡　五島　和己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号

相続財産管理人　司法書士　森　浩一郎